

○豊山町国民健康保険運営協議会規則

昭和35年9月26日

規則第1号

改正 昭和48年3月12日規則第6号

昭和49年12月27日規則第28号

昭和55年10月1日規則第24号

昭和61年3月31日規則第23号

平成7年6月1日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、豊山町国民健康保険条例（昭和42年豊山町条例第5号）第3条に基づき、豊山町国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議会の任務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項につき、審議するものとする。

- (1) 一部負担金の負担割合に関する事。
  - (2) 保険税に関する事。
  - (3) 保険給付の種類及び内容の変更に関する事。
  - (4) 保健事業の実施大綱の策定に関する事。
  - (5) その他町長が必要と認める事項
- 2 協議会は、町長から諮問があったときは、その都度、これを開き、速やかに答申しなければならない。
- 3 協議会の審議状況は、その都度町長に報告しなければならない。

(組織)

第3条 協議会に会長及び会長代理者各1人を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表しその議長となり、会務を総理する。
- 3 会長代理者は、会長事故あるときその職務を代行する。

(協議会の招集)

第4条 協議会は、会長が招集する。ただし、委員の3分の1以上の者から協議会の招集の請求があったときは会長は、協議会を招集しなければならない。

第5条 会長が、協議会を招集しようとするときは、会議の目的たる事項及び内容、日時、場所等をあらかじめ委員に通知しなければならない。

(協議会の議事)

第6条 協議会の議事は、委員の半数以上の出席を求めその過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。

(関係職員の出席及び資料の提出)

第7条 会長は、議事に関し、必要があると認めるときは、町長又は関係職員に対し、説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、生活福祉部において処理する。

(協議会の議事録)

第9条 協議会の議事については、議事録を作成し、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席委員のうちから議長の指名する委員2人が署名しなければならない。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和35年4月1日から適用する。

附 則 (昭和48年3月12日規則第6号)

この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則 (昭和49年12月27日規則第28号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和49年12月1日から適用する。

附 則 (昭和55年10月1日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和61年3月31日規則第23号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年6月1日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行し、平成7年4月1日から適用する。

## 参考

### 豊山町国民健康保険条例

#### 第2章 国民健康保険運営協議会

(国民健康保険運営協議会の委員の定数)

第2条 国民健康保険運営協議会(以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 被保険者を代表する委員3人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員3人
- (3) 公益を代表する委員3人

(規則への委任)

第3条 前条に定めるもののほか、協議会に関して必要な事項は、規則で定める。

### 国民健康保険法

(国民健康保険事業の運営に関する協議会)

第十一条 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものであつて、第七十五条の七第一項の規定による国民健康保険事業費納付金の徴収、第八十二条の二第一項の規定による都道府県国民健康保険運営方針の作成その他の重要事項に限る。)を審議させるため、都道府県に都道府県の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

2 国民健康保険事業の運営に関する事項(この法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものであつて、第四章の規定による保険給付、第七十六条第一項の規定による保険料の徴収その他の重要事項に限る。)を審議させるため、市町村に市町村の国民健康保険事業の運営に関する協議会を置く。

3 前二項に定める協議会は、前二項に定めるもののほか、国民健康保険事業の運営に関する事項(第一項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより都道府県が処理することとされている事務に係るものに限り、前項に定める協議会にあつてはこの法律の定めるところにより市町村が処理することとされている事務に係るものに限る。)を審議することができる。

4 前三項に規定するもののほか、第一項及び第二項に定める協議会に関して必要な事項は、政令で定める。

## 国民健康保険法施行令

(国民健康保険事業の運営に関する協議会の組織)

第三条 法第十一条第一項に定める協議会（第五項において「都道府県協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員、公益を代表する委員及び被用者保険等保険者（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下この条において同じ。）を代表する委員をもつて組織する。

2 前項の委員のうち、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員の数は各同数とし、被用者保険等保険者を代表する委員の数は、被保険者を代表する委員の数の二分の一以上当該数以内の数とする。

3 法第十一条第二項に定める協議会（以下この条において「市町村協議会」という。）は、被保険者を代表する委員、保険医又は保険薬剤師を代表する委員及び公益を代表する委員各同数をもつて組織する。

4 市町村協議会は、被保険者を代表する委員の数以内の数の被用者保険等保険者を代表する委員を加えて組織することができる。

5 都道府県協議会及び市町村協議会（次条及び第五条第一項において「協議会」という。）の委員の定数は、条例で定める。

(委員の任期)

第四条 協議会の委員の任期は、三年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第五条 協議会に、会長一人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員が、その職務を代行する。